



◎ 鷹巣地区のみなさまへ !!

昭和三十八年度町県民税の申告指導日程のおしらせ

例年町県民税の申告と納税については格別のご協力をいただき感謝申し上げます

ことしも町県民税の申告の時期が参りました。町民の該当者（申告書をこらん下さい）は一人も洩れなく申告していただき正しい課税の出来るようご協力下さい

◎ 申告を要しない人は次の方々です

1. 昭和三十七年分の所得税の確定申告をした人
2. 一月一日現在で生活保護世帯（医療扶助のみは除く）
3. 給与所得のみの方（給与所得を勤務先より町長宛支払報告書を提出している方）

◎ 給与所得以外、例えば農業、配当、不動産、退職所得等のある場合は申告を要します

◎ 申告当日持参していただきたいものは

- ① 健康保険の受診証 ② 生命保険料の通帳 ③ 印鑑
- ④ 大きい医療費がある時 支払領収書

◎ 万一申告をされなかつたときは、扶養控除、社会保険、生命保険控除が認められなくなりますので、必らず申告して下さい

裏面に指導日程表があります。

発行所
(秋田県)
鷹巣町役場町長室
電話(代)550番直通42番
印刷所
成文社印刷所
(発行部数 2,300枚)

役場税務課からお願い

町県民税の
申告をお忘
れなく

●町県民税申告指導日程表

(時間は午前九時から午后四時までです)

(場所 鷹 巢 町 役 場)

月 日	町 内 名
三月 十一日 (月)	東横町、西横町、仲町、大町
十二日 (火)	学校通、旭町、新旭町
十三日 (水)	西仲通 三吉町、桜木町、元新町
十四日 (木)	栄町、花園町、末広町、米代町
十五日 (金)	東住吉町、西住吉町、北新町
十六日 (土)	太平町、福住町 (午前中のみ)
十八日 (月)	駅前、新松葉町、材木町、松葉町
十九日 (火)	東仲通 農林内 東旭町、西旭町
二十日 (水)	舟見町、南鷹巢三〇区 三一区
二十二日 (金)	南鷹巢三二区、三三区

◎農業所得者は、例年通り農協(桜庭さん)に取纏方を委任して居りますから農協で申告して下さい。